

2020/21年度 オーストラリア連邦予算案

税務アラート(要約版)

オーストラリアの 2020/21 年度連邦政府予算案が 20 年 10 月 6 日にジョシュ・フライデンバーグ財務相から発表されました。この日本語版 Tax アラートは、主にオーストラリアへのインバウンド投資を計画、あるいは既に投資をしている日系企業に影響を及ぼすと思われるトピックを原文から抜粋して翻訳したものです。

20/21 年度連邦予算案の経済的および全体的な解説は EY オーストラリア [Web サイト](#) をご参照ください。

COVID-19 の回復期におけるオーストラリアの重要な課題は、ビジネスと家計を支援することで投資と消費を支えることです。

総売上高が 50 億ドルを超える事業は、研究開発(R & D)投資に対する税制優遇措置の保持、再訓練または再スキル開発に対するフリンジ・ベネフィット税(FBT)の撤廃、法人居住地判定に関する管理と支配テストの明確化や、オーストラリアの条約ネットワークを拡大し戦略的パートナーとの条約を改善するという構想、またそこから派生する効果などから恩恵を受ける可能性があります。

予算案で発表された税制措置の恩恵を最も享受するのは、中所得者と、総売上高が 50 億ドル未満の企業です。これらの措置には次の項目が含まれます。

- ▶ 個人所得税減税を 20 年 7 月 1 日に繰り上げること¹
- ▶ 22 年 6 月 30 日までに使用開始または使用可能な状態の資産の即時償却¹
- ▶ 21/22 年度までに発生する法人の税務上欠損金の繰戻し¹

その他の注目すべき措置は次のとおりです。

- ▶ R&D 制度の大幅削減計画の撤回¹
- ▶ オーストラリアにおける税務上の法人居住地テストの明確化、及びオーストラリアの租税条約ネットワークの近代化と拡大を含む国際税制措置
- ▶ 若い失業者の雇用に賃金補助金を支給し、新しい見習い制度や研修生制度を創設するための新しい雇用促進プログラム「JobMaker(ジョブメーカー)」の導入
- ▶ 助成金や優遇措置による製造業の支援

失業者への賃金補助金、税務上欠損金の繰戻し、R&D 措置及び FBT 措置の簡素化など、EY が長年にわたり提唱している多くの措置が採用されていることは喜ばしいことです。

¹ この措置を実施するための法案が 20 年 10 月 7 日に下院に提出されました。

これらの税制措置は歓迎されますが、資本的支出に対する最低 20%の追加控除(Investment Allowance)が実現しなかったのは残念です。現在の資金調達コストの低さを考えると、単に税額控除を前倒しするだけの税制上の優遇措置では、ぎりぎりのプロジェクトを実行可能にするのには十分でないかもしれません。

同じ課題に直面している多くの国が COVID-19 回復期で拡張的財政政策を採用することが予想され、投資をめぐる国際競争は熾烈になるでしょう。オーストラリアでは包括的で構造的な税制改革が必要となります。これを実現するのには容易ではありません。新規投資に適用される実効税率を引き下げるなど、オーストラリアの国際競争力を高める大胆な課税制度が必要でしょう。

償却資産の暫定的即時償却

新しい資産

即時償却(IAWO)制度は、総売上高が 50 億ドル未満²の企業にまで適用が拡大されました。当該措置は、20 年 10 月 6 日の午後 7 時 30 分(オーストラリア東部夏時間)以降に取得され、22 年 6 月 30 日までに使用開始したまたは使用可能な状態の新しい適格資産の取得に適用されます。各適格資産の価額に限度はありません。

当該措置はまた、22 年 6 月 30 日より前に支出された適格償却資産の改良費も即時償却を可能とします。

総売上高 5,000 万ドル以上の事業体が、20 年 10 月 6 日の午後 7 時 30 分(オーストラリア東部夏時間)以前にその支出についてコミットしていた資産は、即時償却から除外されます。

税務上欠損金の繰戻し

20 年度から 22 年度に発生した法人税対象事業体の税務上欠損金は、19 年度以降の課税所得と相殺するために繰戻しが可能となり、過去の年度に支払われた税金の還付可能な税額控除が発生します。適格な事業体は、20/21 年度および 21/22 年度の法人税申告書提出の際に還付を受け取るを選択できます(19/20 課税年度の繰戻し欠損金を含む)。

適用が拡大された償却資産の即時償却と、19 年度および 20 年度納税額の還付により、21 年度および 22 年度の資産購入資金を補える法人もあるかもしれません。

適用は、企業の総売上高² が欠損金発生年度に 50 億ドル未満であることが要件です。従って、非常に大規模なグローバル組織に属する企業は除外されます。繰戻しができる税務上欠損金の額は、該当する過去の年度の課税所得を欠損金発生年度の法人税率で税相当額に換算した額に制限され、会社のフランкиングクレジットを超過してはなりません。

この欠損金繰戻し規定には、過去 2013 年の欠損金繰戻し規定について適用されたものと同様の保全措置が含まれています。

研究開発税制優遇(R&DTI)制度

21 年 7 月 1 日以降 R&DTI 制度の大幅な改正が提案されており、新しいインテンシティ(企業の全支出に対する R&D 関連支出の割合)テスト、改善されたベネフィット率、R&D 支出の上限の撤廃または上限の引き上げ、簡素化、そしてより高い確実性が含まれます。

非還付型 R&D 税額控除を利用するすべての申請者は、8.5%から最大 16.5%(法人税率を超える部分)の恩恵を享受し、還付型 R&D 税額控除の対象となるすべての申請者は、18.5%(法人税率を超える部分)の恩恵を受けます。

これは本予算案の将来見積もり期間における、総額 20 億ドルにおよぶ企業による R&D への追加サポートに相当し、経済全体におけるイノベーションと R&D を促進することを企業に奨励しています。オーストラリア連邦科学産業研究機構(CSIRO)と大学の研究への資金提供も改善され、景気回復においてイノベーションが重要な役割を果たすことが期待されていることを示しています。

21 年 7 月 1 日から、売上高が 5,000 万ドル未満の企業の法人税率が 25%に下がると、売上高が 2,000 万ドルを超える R&D インテンシティが 2%(R&D 事業体の総費用に対して測定)以下の企業にとってのメリットが若干損なわれる一方、新しい制度では、以前に提案された R&D のインテンシティテストよりも高い優遇措置が期待されます。R&D の税務上優遇措置を利用するほとんどの企業は、現在の制度と同じか、より高いレベルの恩恵を得ることになります。

本措置は二大政党が支持しているため、法案の迅速な議会通過が期待でき、この制度が将来安定して適用される可能性が高いと予測されます。

要約すると、変更は次のとおりです。

事業 - 売上高が 2,000 万ドル未満(還付型税額控除)

売上高	新 R&D 税控除	現行の R&D 税控除	恩恵
2,000 万ドル未満	18.5% (+25%法人税率) = 43.5%	43.5%	18.5%

事業 - 売上高が 2,000 万ドル超(非還付型税額控除)

売上高	R&D インテンシティ	新 R&D 税額控除	現行の R&D 税額控除	恩恵
2,000 万ドル～ 5,000 万ドル	0～2%	8.5% (+25%法人税率) = 33.5%	38.5%	5% 低下
	2%超	16.5% (+25%法人税率) = 41.5%*		3%増加 (最大)
5,000 万ドル超	0～2%	8.5% (+30%法人税率) = 38.5%	38.5%	変更なし
	2%超	16.5% (+30%法人税率) = 46.5%*		8%増加 (最大)

* R&D インテンシティが 2%を超える R&D 費用の増分にのみ適用される

高を加えたものである。

² 総売上高は、大まかに、事業体の年間売上高に、事業体の関連事業体および関連会社(海外事業体を含む)の年間売上

還付型R&D税額控除額に上限ではなく、非還付型R&Dの適格R&D費用の上限は、年間1億ドルから1億5000万ドルに増加します。以前に提案された制度の運営改善及び、透明性の向上も実施されます。

既存の適格R&Dプロジェクトについては、議会を通過していない以前のR&D削減案は可決されないという前提で作業を進めてよいでしょう。将来のR&Dプロジェクトへの支出を検討している企業は、今回発表されたより有利な改正内容を財務モデルに反映するべきでしょう。

Modern Manufacturingへの取組み

政府は、オーストラリアの製造業における競争力、規模、回復力の構築に焦点を当て、5年間で15億ドルを拠出します。これには、製造業者向けのコラボレーション、転換、統合活動を中心としたプロジェクトへの13億ドルと、次の6つの国内製造優先分野に焦点を当てた新技術の採用が含まれます。

- ▶ 食品および飲料の製造
- ▶ 資源開発や重要鉱物資源の処理
- ▶ 医療製品
- ▶ リサイクルとクリーンエネルギー
- ▶ 防衛産業
- ▶ 宇宙産業

新エネルギー技術への投資

オーストラリアの再生可能エネルギー庁(ARENA)に対して12年間でさらに14億ドルの資金を追加して、新しい低排出技術のR&D投資を行い、商業利用できるように準備を強化します。また、他の低排出技術やネットワークインフラへの投資に5億ドルの資金を拠出します。

主な重点分野:

- ▶ 水素(ガスから排出される水素を含む)
- ▶ 土壌炭素隔離
- ▶ 二酸化炭素回収・貯留
- 環境負荷にやさしい新たな鉄鋼材料(グリーンスチール)の生産

雇用措置

JobMaker(ジョブメーカー) - さらなる取組み

新しい雇用促進プログラム「JobMaker(ジョブメーカー)」により、若い失業者の雇用を奨励する賃金補助金を支給し、新しい見習い制度や研修生制度を創設します。

- ▶ 20年10月7日以降、要件を満たした雇用主は、16歳から35歳の補助金の対象となる従業員のために創出された職に対してジョブメーカー(JobMaker)雇用クレジットを請求できるようになります。雇用クレジットは、16~29歳の場合は週200ドル、30~35歳の

場合は週100ドル(職ごとに年間最大10,400ドル)で四半期ごとに後払い支払われます。雇用主は、新たに創出した職の従業員増加人数と給与の増加額を示す必要があります。

- ▶ 従業員は、週に最低20時間働き、雇用前の3か月のうち少なくとも1か月にわたり、失業者給付金(JobSeeker)、ユース・アラウアランス(Youth Allowance)またはParenting給付金(Parenting payment)を受け取っている必要があります。
- ▶ 実習生および研修生に対してさらに50%増額された賃金補助金は、20年10月5日から21年9月30日まで、あらゆる規模の企業(100,000施設が上限)で対象となる実習生または研修生1人あたり、四半期ごとに最大7,000ドルを利用できます。

国際ビジネスに関する措置

法人の居住地テストの明確化

予想通り、オーストラリア政府は、外国法人が国内法上、居住者として分類される状況を明確にすることを発表しました。これは、2016年のBywater Investments & Ors 対税務長官(Bywater)の判決、およびATOによるその後のTR 2004/15の撤回とTR 2018/5および実用的なコンプライアンスガイドPCG 2018/9の発表以来かなり不透明な期間が長引いたことに続きます。

今回の発表は、この問題に関して税務委員会(BoT)が発行した協議プロセスとレポートにも対応しています。政府は、20年10月7日にリリースされた最終的なBoTレポートのすべての推奨事項には対応していません。しかし同法改定が可決され交付された後は、外国法人は、中央管理権および統制権がオーストラリア国内に有り、「オーストラリアとの重要な経済的なつながり」を有する場合にのみ、オーストラリアの税務上の居住者と見なされます。

納税者は、TR 2004/15が取り下げられた日付である17年3月15日から遡及的に新しい規則を適用するオプションがあります。しかし、これが行政慣行によるものなのか、立法手段によるものなのかは不明です。

「中核的な商業活動の周辺」でと定義された「オーストラリアとの重要な経済的なつながり」に関する概念について法律がどのように改定されるか、またオーストラリア居住者である株主が議決権を支配しているという既存の判定手段が維持されるかどうかは不明です。特に新しい多国間租税条約のもとで、国内法と租税条約との相互作用も考慮する必要があります。

つまり、今回の発表により、Bywater判決およびTR 2004/15の撤回以前に焦点を当てていた外国法人に焦点を戻すことになり、持ち株会社のパッシブ投資と単なる意思決定だけでは、重要な経済的なつながりを創出するのに十分ではないということになります。

詳細の発表後、該当のある企業は注意深く今回の変更を分析する必要があるでしょう。

個人税

個人所得税に関する変更

19/20 予算案(政府の 18/19 年度計画に基づく)で発表された低中所得者の減税を目的とした個人所得税の減税計画の第 2 弾は、22 年 7 月 1 日から開始する予定でしたが、予想通り 20 年 7 月 1 日から遡及的に開始されます。

ATO は、修正案が議会を通過した後、または減税を前倒しするための法案を二大政党が支持した場合、従業員の手取り給料に減税が反映されるように更新された源泉徴収一覧表を公開する予定です。

課税区分の調整

- 第 2 弾の前倒し - 20 年 7 月 1 日(当初は 22 年 7 月 1 日)から、19% の所得税区分の上限値が(37,000 ドルから)45,000 ドルに引き上げられ、32.5% の所得税区分の上限値が(90,000 ドルから)120,000 ドルに引き上げられた。
- 第 3 弾は変更なし - 24 年 7 月 1 日からの課税所得が 45,001 ドルから 200,000 ドルの場合、32.5% と 37% の税率を 1 つの 30% 区分に統合する。

率*(%)	2019/20 年度(\$)	2020/21 年度から 2023/24 年度(\$)
0	0~18,200	0~18,200
19	18,201~37,000	18,201~45,000
32.5	37,001~90,000	45,001~120,000
37	90,001~180,000	120,001~180,000
45	180,001 以上	180,001 以上

率*(%)	2024/25 年度以降
0	0~18,200
19	18,001~45,000
30	45,001~200,000
-	-
45	200,001 以上

*税率には 2% のメディケア税徴収は含まれていない

無還付型の低・中所得者税控除(LMTO)は保持

第 2 弾の開始とともに撤廃される予定だった低・中所得者税控除は、2020/21 所得年度の間保持されます。課税所得のある納税者は:

- 課税所得 37,000 ドルまで(1 ドルにつき 19 セント)については 255 ドルまでの税控除を受けます
- 課税所得 37,000 ドル超(1 ドルにつき 32.5 セント)については税控除が 1 ドルにつき 7.5 セント引き上げられます(課税所得 48,000 ドルから 90,000 ドルについては上限 1,080 ドル)
- 課税所得 90,000 ドル超の超過分についての税控除は 1 ドルにつき 3 セント引き下げられ、課税所得 126,000 ドルで税控除がなくなります

低所得者税控除(LITO)の拡大

➤ 低所得者税控除は(445 ドルから)700 ドルに引き上げられ、課税所得 37,500 ドルから 45,000 ドルについては 1 ドルにつき 5 セントに、課税所得 45,000 ドル超については 1 ドルにつき 1.5 セントに引き下げられ、課税所得 66,667 ドルで税控除がなくなります

➤ 適用は 22 年 7 月 1 日から 20 年 7 月 1 日へ前倒し

メディケア税徴収の基準の引き上げ

メディケア税徴収の基準も 2019/20 年度から調整されます。

個人および雇用主は、個人所得税率の変更が税金対策、給与およびコンプライアンス手順に織り込まれていることを確認する必要があります。

EY ジャパン・ビジネス・サービス コンタクト

Sydney/Melbourne



篠崎純也 Junya Shinozaki
Director
JBS NSW Leader
+61 2 9248 5739
junya.shinozaki@au.ey.com

Sydney/Brisbane



渡辺登二 Toni Watanabe
Director, Tax
+61 2 9248 4771
toni.watanabe@au.ey.com

Sydney



カーンズ裕子 Yuko Kearns
Director, Tax
+61 2 9248 5518
yuko.kearns@au.ey.com



パトリック ジャイルズ・ジョーンズ
Patrick Giles-Jones
Director, Transfer Pricing
+61 2 9248 4170
Patrick.giles-jones@au.ey.com

Perth



井上恵章 Shigeaki Inoue
Director, Tax
JBS Perth Leader
+61 8 9217 1296
shigeaki.inoue@au.ey.com



近藤 貴輝 Takaki Kondo
Senior Manager, Assurance
+61 8 9222 8715
takaki.kondo@au.ey.com

EY | Assurance | Tax | Strategy and Transactions | Consulting

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, strategy, transaction and consulting services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation is available via ey.com/privacy. For more information about our organization, please visit ey.com.

About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our global teams of talented people bring you technical knowledge, business experience and consistency, all built on our unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

We create highly networked teams that can advise on planning, compliance and reporting and help you maintain constructive tax authority relationships – wherever you operate. Our technical networks across the globe can work with you to reduce inefficiencies, mitigate risk and improve opportunity. Our 50,000 tax professionals, in more than 150 countries, are committed to giving you the quality, consistency and customization you need to support your tax function.

For more information, please visit www.ey.com/au.

© 2020 Ernst & Young, Australia.
All Rights Reserved.

Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.

This communication provides general information which is current at the time of production. The information contained in this communication does not constitute advice and should not be relied on as such. Professional advice should be sought prior to any action being taken in reliance on any of the information. Ernst & Young disclaims all responsibility and liability (including, without limitation, for any direct or indirect or consequential costs, loss or damage or loss of profits) arising from anything done or omitted to be done by any party in reliance, whether wholly or partially, on any of the information. Any party that relies on the information does so at its own risk.